

下水道のしくみ

公共下水道が使用できる区域内になると建物の所有者は、汚水を公共下水道へ流すための排水設備工事を行って下水道へつないでいただきます。

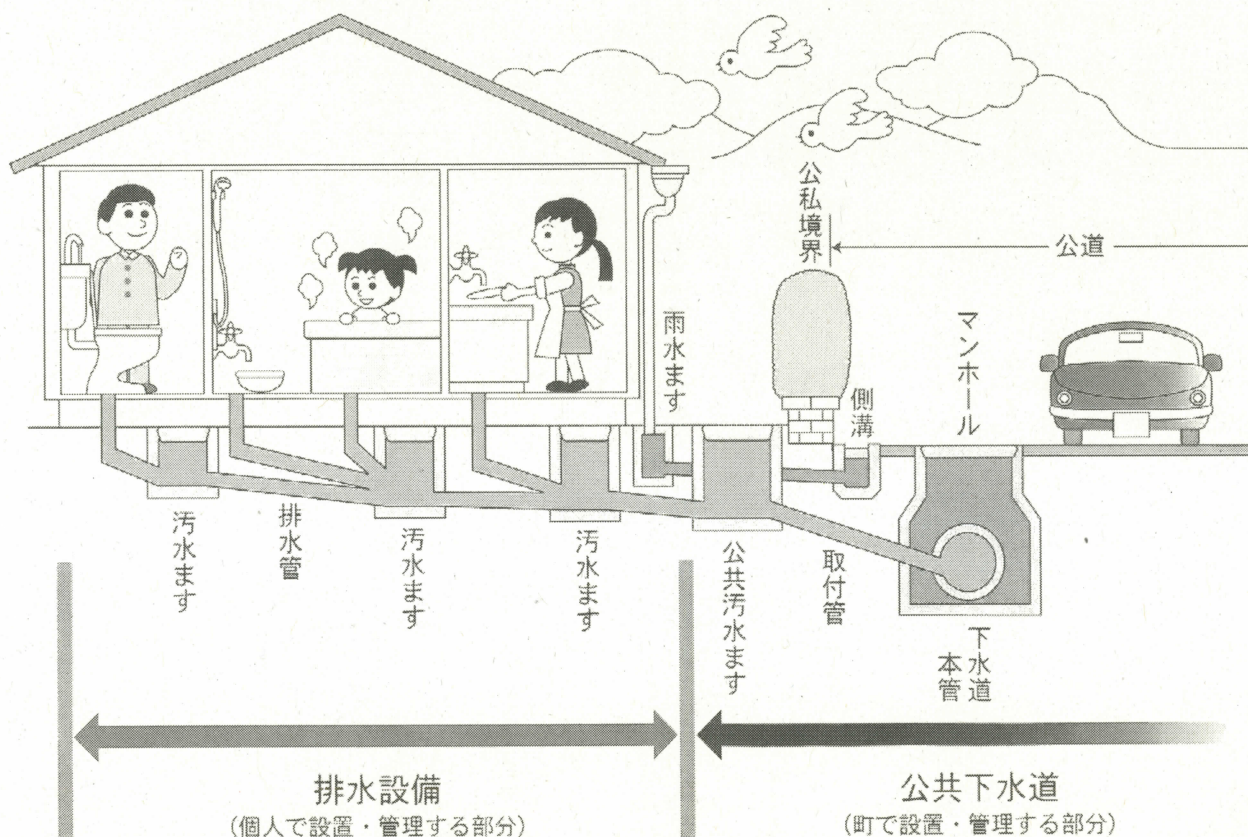
《排水設備とは》

下水道は、町が道路などに建設し管理を行う「公共下水道」と、個人の敷地内などに設置し、家庭などから出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。

排水設備とは、家庭や工場から出る、台所・風呂場・水洗トイレなどの汚水排水を公共下水道に流すために必要な宅地内の排水管や汚水ますなどをいい、建物の所有者が設置し、維持管理していただくものです。

武豊町の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式」です。雨水は公共下水道に流してはいけません。

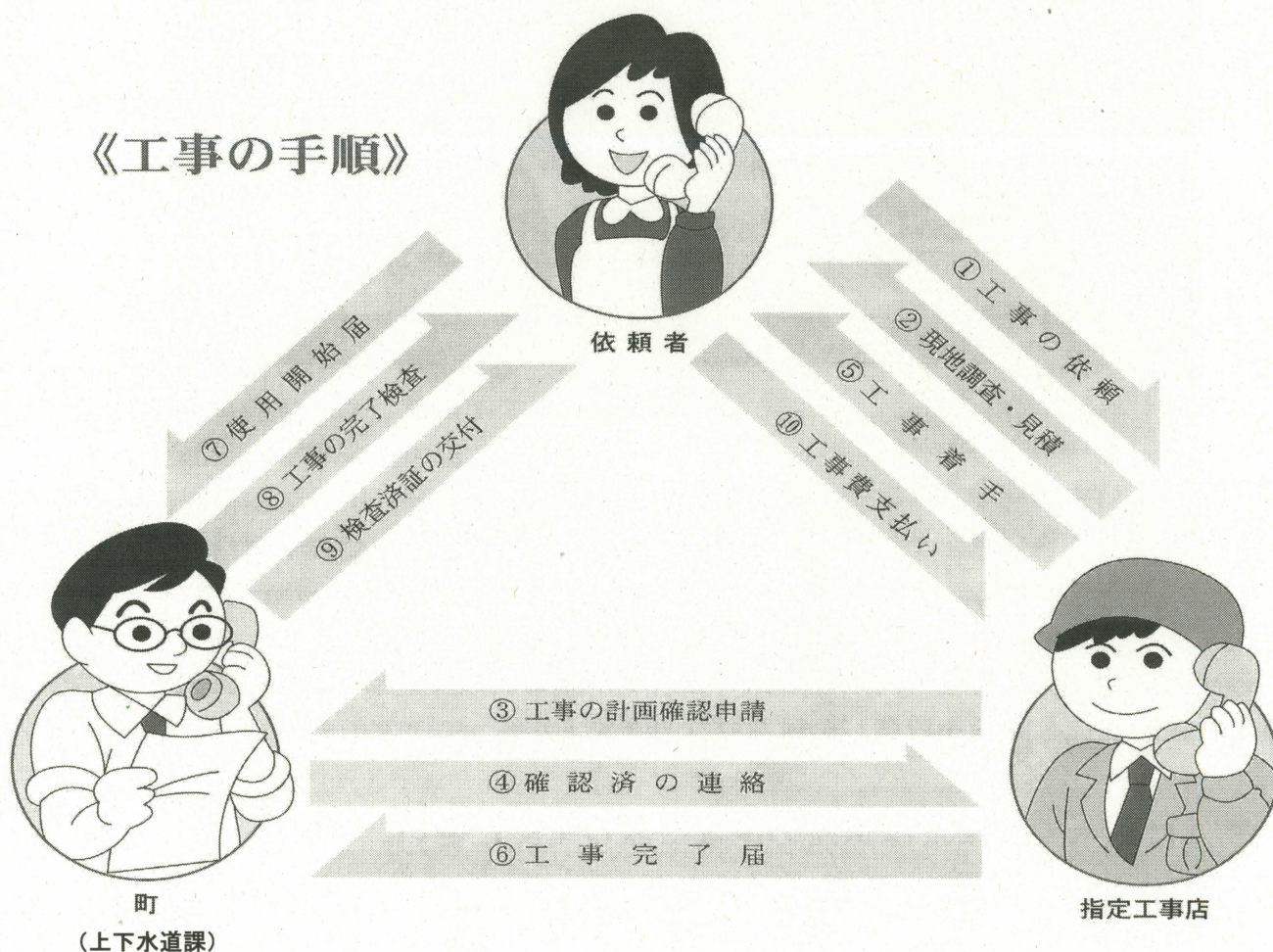
排水設備の設置例



《排水設備工事は指定工事店で》

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水ますや雨水ますを設置するとともに、くみ取り便所を改造する工事や、浄化槽の廃止工事を行う衛生上非常に重要な工事です。

このため、武豊町では「武豊町下水道指定工事店」を指定し、この指定工事店でなければ工事は施工できないこととしています。工事を依頼する際、必ず指定工事店であることを確認してください。工事店は別紙一覧表をご覧ください。



- ① 工事の見積依頼…指定工事店に工事の見積を依頼。
- ② 現地調査・見積…指定工事店は測量等現地調査をし、排水設備工事の見積を行う。
- ③ 工事の計画確認申請…指定工事店は排水設備等計画確認申請書を作成して、町へ提出。
- ④ 確認済の連絡…町は排水設備の構造等内容を審査し、適正な場合は確認済の連絡。
- ⑤ ⑥ ⑦ 工事着手、工事完了届、使用開始届…指定工事店は工事を施工し、工事が完了すると、排水設備等工事完了届と公共下水道使用開始届を町へ提出。
※使用開始日より下水道使用料発生。
- ⑧ ⑨ 工事の完了検査、検査済証の交付…町は日程を調整し、工事完了検査を実施。
検査に合格すると町は検査済証を交付。
- ⑩ 工事費の支払い…指定工事店の請求により、工事費の支払い。